

周南市バスケットボール協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、周南市バスケットボール協会と称し、英文では「Shunancity Basketball Association(略称SBA)」と表示する。

(主たる所在地、事務所)

第2条 本協会の所在地は、事務局長の住居地又は勤務地に置く。

1 本協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、周南市における中枢機関としてバスケットボール競技の健全なる普及、及び発展・振興・競技力の強化を図り、バスケットボールを通じて、周南市民の心身の健全な発展に寄与すると共に、加盟団体相互の親睦を図る事を目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールに関する競技力向上のための技術の研究、調査
- (2) バスケットボール大会、競技会の企画、運営、開催事業
- (3) バスケットボール教室、イベントの企画、運営、開催事業
- (4) バスケットボールチーム及び競技者の登録
- (5) バスケットボール指導者の育成
- (6) バスケットボールに関する記録の編集及び情報の収集と提供
- (7) バスケットボールに関する優秀選手、功労者の表彰
- (8) バスケットボールに関するキャラクターグッズの企画・製作・販売事業
- (9) バスケットボールに関する音楽媒体・映像媒体の企画・製作・販売事業
- (10) バスケットボール興業の企画・運営・開催事業
- (11) バスケットボール興業に関するチケット販売事業
- (12) バスケットボールに関する知的財産の管理事業
- (13) 一般社団法人山口県バスケットボール協会との連携及び事業の推進
- (14) (公財)山口県スポーツ協会及び(公財)周南市スポーツ協会との相互連携
- (15) 前各号に掲げる事業に付随または関連する事業

第3章 加盟・遵守義務

(加盟義務)

第5条 周南市を代表する唯一の団体として、一般社団法人山口県バスケットボール協会(以下「YBA」と称す)及び(公財)周南市スポーツ協会に所属し、周南市のバスケットボール界を代表する。

(遵守義務)

第6条 本協会および本協会の会員は、公益財団法人日本バスケットボール協会の定款、基本規程及びこれに付随する諸規程を遵守する義務を負う。

第4章 会員

(種別)

第7条

1 周南市内において本協会の趣旨に賛同する団体・個人をもって組織する。又、会員は、次の3種類とする。

- (1) 会員は、本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員は 本協会の事業を賛助するために入会した個人または団体。
- (3) OB会員(顧問・名誉会長等)は 本協会の発展に貢献した個人。

(入会)

第8条

1 会員になろうとする者は、入会申込書又は「周南市バスケットボール協会加盟登録届」を本協会に提出し、総会において別に定める基準により理事会において、総理事の過半数による承認を得なければならない。

2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を本協会に提出しなければならない。

3 OB会員になろうとする者は、総会において別に定める基準により理事会において、総理事の過半数による承認を得なければならない。

(経費の負担)

第9条

1 会員は、本協会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員(団体)は総会において別に定める登録料(細則一1)を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 定期に会費を納入せず、本協会による会費の納入に関する督促が3回に達したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(脱会)

第11条 会員はいつでも脱会することができる。ただし、1ヶ月以上前に本協会に対して書面にて予告するものとする。

(除名)

第12条

1 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の半数以上が出席し総会員の議決権の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の規約又は規定他に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を毀損し、または本協会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき。
- (3) 本協会が所有し、または管理する知的財産権を故意に侵害したとき。
- (4) 除名に該当する行為により協会に損害を与えたときの損害賠償義務、または不当利益返還義務は、除名によって免除されない。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他抛出金品の不返還)

第14条 本協会は会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第15条 本協会は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成し、本協会の事務所に備え置くものとする。

第5章 総会

(総会)

第16条 本協会の総会は、定時総会および臨時総会の2種類とする。

(構成)

第17条

- 1 総会は会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。
- 3 団体会員の議決権は、各団体に付き1個とする。
- 4 議決権は、役員・理事他と団体との重複は認めない。

(権限)

第18条

- 1 総会は、本協会の運営に関する次の各号について決議する。
 - (1) 入会の基準ならびに会費および入会金の金額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任ならびに解任
 - (4) 役員の報酬額およびその規定
 - (5) 規約の変更
 - (6) 長期借入金および重要な財産処分ならびに譲受け
 - (7) 解散
 - (8) 合併および事業の全部ならびに事業の重要な一部の譲渡
 - (9) 理事会において総会に付議した事項
 - (10) 予算および決算の承認

(開催)

第19条

- 1 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催請求があったとき。

(3) 開催地は、主たる事務所の所在地または理事会の議決により決定された場所において開催する。

(招集)

第20条

- 1 総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項(1)(2)の場合には、請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の1週間前までに(書面投票または電磁投票を認める場合は2週間前までに)書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条

- 1 総会の議長は、会長がこれに当たる。
2. 会長に事故あるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(定足数)

第22条 総会は総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条

- 1 総会の決議は、この規約に規定するものを除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 規約の変更
 - (4) 事業の全部の譲渡
 - (5) 解散及び継続
 - (6) 合併契約の承認
 - (7) その他法令又は本規約で定めた事項

(議決権の代理・書面による行使等)

第24条

- 1 やむを得ない事由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 理事または会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が会員全員に対し、総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数(書面評決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む)
 - (4) 審議事項及び決議事項
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席した理事ならびに会員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名または電子署名もしくは記名押印をしなければならない。

第6章 役員

(役員の設定等)

第27条

- 1 本協会に次の役員を置く。
 - (1) 理事3名以上20名以内
 - (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち、代表理事3名以内を置き、理事会の決議により選定する。
- 3 代表理事の内1名を会長とする。
- 4 代表理事のうち、2名以内を副会長とし、理事3名以内を業務執行理事とする。

- 5 業務執行理事のうち1名を理事長とし、2名以内を副理事長とすることができる。
- 6 理事の内1名を事務局長とする。
- 7 会長及び業務執行理事、事務局長を、役員内の幹部役員とする。
- 8 理事候補者及び監事候補者は、その就任時において70歳未満の者とする。

(選任等)

第28条

- 1 理事には、各連盟・各カテゴリーより1名程度および、本協会への永年の貢献度および今後
もご尽力頂ける方2名以内を、学識者として総会において選出する。
- 2 理事及び監事は総会において、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した
会員の過半数の決議によって選任する。
- 3 会長、副会長ならびに業務執行理事は理事会の決議により理事の中から定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(名誉会長・顧問)

- 1 名誉会長及び顧問を置く場合の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 名誉会長及び顧問は役員に含めない

(理事の職務権限)

第29条

- 1 会長は、本協会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事長は、本協会の業務を執行する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、業務を分担執行する。
- 5 理事は理事会を構成し、法令およびこの規約で定めるところにより職務を執行する。
- 6 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の
職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第30条

- 1 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
 - (2) 本協会の業務及び財産の状況を調査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行う恐れがあると認めるときは、遅滞なくそ
の旨を理事会に報告すること。

- (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案や書類その他を調査し、法令もしくは規約に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第28条に定める定員を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第32条

- 1 理事及び監事は、その地位にふさわしくない行為があったときは、総会において、総会員の半数以上で総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

(理事の定年制)

第33条

- 1 理事及び監事は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、理事及び監事が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その理事及び監事は任期が満了するまで理事及び監事として在任することとする。

(報酬等)

第34条

- 1 理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第35条

1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引。
- (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引。
- (3) 本協会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引。

2 前各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

第36条

1 本協会は、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第7章 幹部会

(構成)

第37条

- 1 本協会に幹部会を置く。
- 2 幹部会は全ての幹部役員をもって構成する。
- 3 幹部会は会長・理事長・副理事長・事務局長とする。

(権限)

第38条

- 1 幹部会は、この規約に定めるもののほか、次に職務を行う。
 - (1) 総会の日時、場所、および総会の目的事項の検討・提案。
 - (2) 規約・規則・規定等の制定、廃止および変更に関する事項の検討・提案。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本協会の業務執行の決定に伴う検討・提案。

(種類及び開催)

第39条

- 1 幹部会は臨時幹部会のみとする。

2 臨時幹部会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたととき。
- (2) 会長以外の幹部から、幹部会の目的たる事項を記載した書面又は電子的方法により会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第40条

- 1 幹部会は会長が招集する。
- 2 会長は前条第2項第(1)および第(3)に該当する場合は、その日から2週間以内に幹部会を招集しなければならない。
- 3 幹部会を招集するときは、幹部会の日1週間前までに、各幹部役員に対して書面または電子的方法において、その通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、幹部役員全員の同意があるときは、幹部会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第41条

- 1 幹部会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、幹部会の中から、あらかじめ定められた手順により選出し、これに当たる。

(定足数)

第42条

- 1 幹部会は、議決に加わることのできる幹部役員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第43条

- 1 幹部会の決議は、この規約に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる幹部役員の過半数が出席し、出席幹部役員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第44条

- 1 幹部が幹部会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる幹部役員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の幹部会の決議があったものとみなす。

第8章 理事会

(構成)

第45条

- 1 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第46条

- 1 理事会は、この規約に定めるもののほか、次に職務を行う。
 - (1) 総会の日時、場所、および総会の目的事項の決定。
 - (2) 規約の制定、廃止および変更に関する事項。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本協会の業務執行の決定。
 - (4) 理事の職務の執行の監督。
 - (5) 会長、副会長、理事長、副理事長、理事の選定及び解職。
 - (6) 各種の連盟・部会の事業ならびに行事の承認
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け。
 - (2) 多額の借財。
 - (3) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。
 - (4) 理事の職務の執行が法令および規約に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要なものとしての体制の整備。
 - (6) 第36条第1項の責任の一部免除。
 - (7) 予算および決算の議決

(種類及び開催)

第47条

- 1 理事会は通常理事会および臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、6か月に1回、毎年計2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電子的方法により会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - (4) 前第2号および第3号の請求があった日から5日以内にその要求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理

事または監事が招集したとき。

(招集)

第48条

- 1 前条第3項(4)の場合を除き、理事会は会長が招集する。
- 2 会長は前条第3項(2)および(3)に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面または電子的方法において、その通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第49条

- 1 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、理事の中から、あらかじめ定めた手順により選出し、これに当たる。

(定足数)

第50条

- 1 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第51条

- 1 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第52条

- 1 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる理事全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第53条

1 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第54条

1 理事会の議事録については議事録を作成し、出席した理事の中から1名と監事1名がこれに署名または電子署名もしくは記名押印しなければならない。

第9章 基金

(基金の拠出)

第55条

1 本協会は、基金の拠出を会員又はその他第三者に求めることができる。

(基金の募集)

第56条

1 基金の募集及び割当、払込み等の手続きに関しては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第57条

1 基金拠出者は、前条に規定する「基金取扱規程」に定める日までにその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第58条

1 基金は、定時総会の決議に基づき限度額の範囲内において返還するものとする。

(代替基金積立)

第59条

1 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する金額を、代替基金として積み立てるものとする。ただし、この基金の取崩しは行わないものとする。

第10章 財産及び会計

(財産の構成)

第60条

1 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

2 資産は、基金およびその他の資産とする。

(財産の管理)

第61条

1 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第62条

1 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第63条

1 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第64条

1 本協会の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第65条

1 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支報告書
- (4) 収支報告書の附属明細書

(長期借入金)

第66条

- 1 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の多数による議決を得なければならない。
- 2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同じである。

(会計原則)

第67条

- 1 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる協会の会計の慣行に従う。
- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(余剰金の処分制限)

第68条

- 1 本協会は、会員その他の者に対し余剰金の分配をすることはできない。
- 2 会員その他の者に対する余剰金の配分をする総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第69条

- 1 本協会が解散等により清算するときに残存する財産は、総会の決議を経て、本協会と類似の事業を目的とする他の公益協会又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 規約の変更及び解散等

(規約の変更)

第70条

- 1 この規約は、総会において総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の多数による議決を得なければ変更することができない。

(合併等)

第71条

1 本協会は、総会において、総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般協会法上の協会との合併、事業の全部を譲渡することができる。

(解散)

第72条

1 本協会は、総会において総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

第12章 委員会の設置

(委員会)

第73条

- 1 本協会の事業を円滑に推進するために、委員会を設置することができる。委員会の委員は、会員または学識経験者等のうちから理事会において選任する。
- 2 委員会の任務、構成、及び運営について必要な事項は、理事会の決議により定める。

第12章 名誉会長・顧問

(名誉会長・顧問)

第74条

- 1 本協会に役員のほか、名誉会長ならびに顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長ならびに顧問は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第75条

- 1 名誉会長および顧問は、会長および理事会ならびに総会の諮問に応え、意見を述べることができる。

第13章 事務局

(事務局)

第76条

- 1 本協会の事務を処理するために、本協会に事務局を置く。

- 2 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局長は、本協会の金銭の管理及び収支の実務を実行する。
- 4 事務局長は無報酬とする。
- 5 別紙「周南市バスケットボール協会事務局規程」に基づく。

(書類及び帳簿の備置き)

第77条

1 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- (1) 規約及び各種規定類・別表他
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 総会で議議権の行使をした場合の委任状
- (4) 総会で書面による議決権行使をした場合の議決権行使書
- (5) 総会の議事録(電磁的記録によるものを含む)
- (6) 書面決議等の同意書
- (7) 理事会の決議を省略した場合の同意書(電磁的記録によるものを含む)
- (8) 理事会の議事録(電磁的記録によるものを含む)
- (9) 会計帳簿
- (10) 計算書類または附属明細書
- (11) 監査報告書
- (12) 資産管理台帳

第14章 情報公開

(情報公開)

第78条

- 1 本協会は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況および運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項については、理事会の決議により、別に定めるものとする。

第15章 チーム加盟・競技者登録

第79条

- 1 本協会の実施する事業に参加しようとするチームおよび競技者は本協会にチーム加盟および競技者登録をしなければならない。
- 2 協会に加盟登録するチームおよび競技者は、5月末までに登録料(細則一1)を添え、「周南市バスケットボール協会加盟登録届」を提出しなければならない。又、登録資格については「周南市バスケットボール協会加盟登録届」(別表一1)に記載されている内容に該当する者のみが、

登録することができる。尚、他の市協会にも重複して登録しようとするチーム又は、しているチームも県内外を問わず登録することができる。但し、本協会行事に参加が可能なチームとする。U12・U15・U18については他市・他県との二重登録は不可とする。

3 本協会へチーム加盟・競技者登録された者は、本協会主催の行事に参加する義務を有する。但し、種々の事情で参加を辞退する場合は、その旨を該当の大会主催者へ連絡すること。

4 本協会に加盟登録しない者は、本協会の主催する行事に参加できない。

5 年度途中で追加加盟登録する時は、所定の追加登録手続きをし、理事会の承認を得なければならない。

第16章 競技会

第1節 総則

第80条(趣旨)

本章の規約は、周南市内において開催される国内競技会運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第81条(競技会)

競技会開催に当たっては別に定める「周南市バスケットボール協会競技会規程」によって開催される。

第82条(競技会の名称の制限)

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全周南」もしくは「周南」等、市規模または市内一位を決する競技会を想起する単語を使用することはできない。

第83条(主管の委託)

- ① 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、各種の部会、または第三者に委託することができる。但し、運営に係ることのみとし、その他の事項においては市協会の規約に則り開催されるものとする。
- ② 本協会より主管を委託された者は、当該競技会の開催に関する収支責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、当該競技会の収支超過の処分または支出超過の処理について取り決めておくものとする。
- ③ 本協会より主管を委託された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。
- ④ 本協会より委託された主管競技会が天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

第86条(競技会の賞品)

競技会に参加するチームおよび選手への賞品(賞金を含む)は、競技会の価値および選手の年齢・社会的立場等にあさわしいものでなければならない。

第87条(主催・共同主催・後援)

① YBAは、自ら主催する競技会に関し、本協会に対し主催、共同主催または後援を依頼する場合は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第88条(開催の申請)(2)に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。

② 前項により既に承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第88条(開催の申請)

① YBAが、国内有料競技会(無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む。以下同じ)を開催(主催および主管・後援)する場合は、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の各号の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。なお、各種の連盟もしくは加盟チームまたは第三者が市内有料競技会を開催する場合も同様の手続きを行うものとする、その場合は、当該競技会開催主催者が申請するものとする。

(1)競技会開催の趣旨

(2)次の諸項目を含む競技会要項

イ 名称

ロ 主催者とその所在地

ハ 主管者とその所在地

ニ 後援の具体的方法

ホ 会期および会場

ヘ 参加範囲

ト 参加資格

チ 競技の方法(勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など)

リ 表彰方法(賞品およびその寄贈者なども含む)

ヌ 参加料

ル 経費区分

ヲ 入場料金(単価と発行枚数)

ワ その他

(3)競技会運営の組織とその責任者

(4)予算書

① 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。

② 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第89条(開催承認の条件)

前条に規定する競技会開催に際しては、次の各号の条件を満たさなければならない。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1)競技はJBAの競技規則により行うこと
- (2)参加選手の傷害について考慮してあること
- (3)その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

第90条(予算および決算)

競技会開催に伴う予算および決算は、別に定める勘定科目ならびに積算基礎による。

第91条(決算の修正)

本協会は決算報告書に不審な点がある場合は、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

第92条(報告義務)

主催者および管理者は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の各号の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1)競技会の概況
- (2)公式記録となる競技記録
- (3)収支決算書

第16章 附 則

1 この規約は、2023年4月1日から施行する。